

一般社団法人 日本臨床救急医学会
(役員に関する規定)

定 款

第5章 役員

(選任)

- 第20条 理事及び監事は、社員の中から、細則の定めるところにしたがい社員総会の決議により選任する。
- 2 代表理事は、理事会の決議によって選定する。
 - 3 副代表理事は、理事会の決議によって選定する。
 - 4 会長及び次期会長は、理事会の決議を経て代表理事が推薦し、社員総会の承認を受けて選任する。

(任期)

- 第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任者の任期の残存期間と同一とする。
 - 3 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
 - 4 会長及び次期会長の任期は、学術集会終結の日の翌日に始まり、次期学術集会終結の日に終わる。

定款施行細則

第4章 役員

- 第18条 当法人の理事及び監事の資格は、次のとおりとする。
1. 当法人の評議員であり、かつ会費を完納していること
 2. 役員任期満了に伴う改選の年の4月1日現在で、原則満65歳未満であること
- 第19条 理事は、選挙によって選出される理事（以下、選挙理事という）と各関係団体から推薦を受け選挙によらないで選考される理事（以下、非選挙理事という）とに区分する。
- 2 選挙理事は9名以内、非選挙理事は6名以内とする。
 - 3 本細則第20条乃至第24条の規定により選出された選挙理事及び第25条乃至第27条の規定により選考された非選挙理事は、社員総会に推薦され、その承認を受けて当法人の理事として選任される。
 - 4 第28条乃至第31条の規定により選出された監事は、社員総会に推薦され、その承認を受けて当法人の監事として選任される。

第5章 選挙理事の選出

- 第20条 選挙理事の選出管理は、その時点における理事会がこれにあたる。
- 2 監事は、選挙理事の選出管理に参加し、意見を述べることができる。

第21条 代表理事は、選挙が行われる前年の12月末までに発行される当法人ホームページに、以下の各号を含む公告を掲載する。

1. 選挙理事立候補に必要な書類の種類
2. 立候補書類の受理締切日
3. 立候補書類の送付の仕方
4. その他、その都度必要とされる手続の方法

第22条 選挙理事候補者になろうとする者は、前条に示された方法をもって届出をしなければならない。

第23条 選挙理事は、選挙が行われる社員総会に出席した評議員の投票によって選出する。尚、投票は5名の連記制とする。

- 2 前項の投票については、委任状による投票は認めない。
- 3 選挙理事立候補者数が選挙理事の定数を超えないときは、投票は行わずに当該候補者を選挙理事とする。

第24条 理事選出に関して疑義が生じたときは、理事会で審議し決定する。

第6章 非選挙理事の選考

第25条 各関係団体によって推薦された非選挙理事候補者について、非選挙理事選考委員会は合議し、非選挙理事を決定する。

第26条 非選挙理事選考委員会は、次に定める構成とする。

1. 委員には、選挙理事がなる。
2. 委員長は、選挙理事の互選によって選出する。

第27条 監事は、非選挙理事選考委員会に出席し、意見を述べることができる。

第7章 監事の選出

第28条 監事選出の公告は、本細則第21条に準じて代表理事が行う。

第29条 監事候補者になろうとする者は、本細則第21条に示された方法をもって届出をしなければならない。

第30条 監事は、社員総会に出席した評議員の投票によって選出する。尚、投票は、2名の連記制とする。

- 2 前項の投票については、委任状による投票は認めない。
- 3 監事立候補者数が定数を超えないときは、投票は行わずに当該候補者を監事とする。

第31条 監事選出に関して疑義が生じたときは、理事会で審議し決定する。

附 則1. 天災、疫病の蔓延等により物理的な社員総会の開催、評議員の出席が困難である場合には、本細則第23条及び第30条の規定にかかわらず、理事会の決議に基づき、郵送又はインターネットを利用した投票により選挙理事及び監事候補者の選挙を実施することができる。

以上